

平成26年瑞穂町教育委員会第4回定例会 会議録

平成26年4月24日瑞穂町教育委員会第4回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 清水 浩昭 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第16号 瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について

日程第4 報告事項1 平成25年度瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

開会 午前10時00分

森田委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年瑞穂町教育委員会第4回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年瑞穂町教育委員会第4回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番、清水委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようです、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3、議案第16号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について、提案者より提案理由の説明を願います。

鳥海教育長 議案第16号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。スポーツ基本法第32条第1項の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、小山宏。住所及び生年月日については、記載のとおりです。

なお、任期につきましては、平成26年5月1日から平成28年3月31日までですが、任期の終期については、平成26年4月1日から委嘱されている他の委員の任期と整合させるものです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員　　この方は何かスポーツを指導されているとか、スポーツをされているとか、そういうことで推薦が挙がっているということでしょうか。わかる範囲で結構ですのでお願いします。

社会教育課長　この方はですね、町内会の役員の経験もあるんですが、ウオーキング等を主にされている方とお聞きしています。この方については、スポーツ推進委員協議会の副会長からの推薦をいただいております。

森田委員長　　ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第16号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」との発言）

森田委員長　　異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第4、報告事項1、平成25年度瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、を議題とします。教育長より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長　　報告事項1、平成25年度瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、ご報告申し上げます。平成25年度における瑞穂町教育委員会後援名義の使用は、指導課関係3件、社会教育課関係7件、図書館関係1件、合計11件の許可をしましたので報告するものです。

なお、事業名・主催団体・実施時期等につきましては、記載のとおりです。

森田委員長　　以上で説明が終わりました。何かご質問ありますでしょうか。

戸田委員　　4番と6番の登校拒否、不登校に関連する事業なんですけれども、後援されたということで、後援にあたって瑞穂町のこの講演会に関係する方々への広報とか、後援することによってどの位、瑞穂から参加した人がいたのかどうかということが、もしわかるようでしたらお聞きしたいです。中学の方では、瑞穂で不登校になっている子どもも多いので、こういういい機会があるのであれば、いろんな人にお知らせして、多くの人が利用できてよりいい方向に、同じ後援するのであれば、いい利用をしてほしいなど、いつも思うのですが、それについて、も

しわかれば、わかる範囲でお願いしたいです。

指導課長

この2件に関しましては、届け出が遅かったために、広報に間に合いませんでした。ただ、こういう事業は非常に大切ですので、様々な形を使いまして、今後、学校を通してアピールしていきたいと思っています。

戸田委員

お願いいたします。関連してお願いいたします。後援とか協賛とかいろいろあると思うんですけども、そういう場合のお知らせの方法というのが、広報みずほであったり、学校から配られるお手紙とかあるとは思いますが、なかなか配られた手紙を親が見ないとか、広報とかも見ないとか、知られていないということで、インターネットとかホームページとかいろいろあるとは思いますが、効率のいい、もう一步踏み込んだようなPRの仕方というのが、本当にこれから必要になるのではないかなというふうに考えているんですが、それにあたって、もっとこういうふうにしていこうとか、早めにお知らせを出していこうとかということについて、案とか検討はあるんでしょうか。

教育課長

お答えします。この後援名義の関係ですが、基本的には、主催団体というものがございまして、こちらの方々が、自分たちの事業をPRしていくという形になっております。その中で後援名義の使用許可をした場合には、私たちの方で、そちらから話があれば、広報や学校等へのチラシの配布等をご協力させていただく形になるんですが、なかなかその辺がですね、主催団体の方の都合もございまして、こちらに話が来た時にはですね、主催団体に私たちもこういう形で協力できますということでお伝えしていきたいと思っております。

戸田委員

よろしく申し上げます。

教育部長

今、教育課長が説明しましたが、後援名義の全体的な考えになります。やはり、こういう事業については、事業主の方、極端のことを言えば、劇団さんがやるものなんかもあるわけなんです。そうすると、これは子ども向けに適した公演ですので、教育委員会の名前をいただければ、極端に言うと、向こうとしても、子どもたちに、教育委員会として推していただけるような作品ですよ、とかそのような形になります。そういうものに関しまし

ては、後援名義までで、後はポスターとかを掲示す場所の提供とか、そのような形でのご支援はさせていただいております。ただ、今、戸田委員が言われたように、後援名義をやらせていただいている事業、今、ご指摘のあった4番、6番のような、現実に教育委員会が掲げている課題、こういうふうなものであれば、やはりちょっと、主催される方々と話をさせていただいて、どういう方をターゲットとしているのか、あるいはどういうふうな広め方をしたいのか、そういうふうなのを聞いて、やはり事業形態によって、瑞穂町教育委員会という名前を載せるわけですから、そういうところでは、しっかりとした話し合いをさせていただいて、場合によれば、先ほど、指導課長がお答えしたように、今回、この2件については、後援名義を出してからPRするまでの期間がなくて、即、開催というような段階でしたので、これが余裕があればですね、やはり、内容を聞いて、学校の先生にも聞いてもらった方がいいんじゃないか、また、PTAの方に聞いてほしいというような話であれば、進めますが、名前を出す以上、このようなことを考えないといけないということになります。

清水委員　　今の戸田委員の質問の関連ですけれども、瑞穂の場合はできなかったということですが、今後のためにですね、他の市町村がどんな対応していたかというようなことを集めてですね、いい知恵があれば、それを活用させていただくというか、そういうことも視野に入れたらいいんじゃないかと思うんですけれども、もいかがでしょうか。

教育部長　　清水委員のご提案ですけれども、そういうふうに対応させていただきます。委員が言われておりますように、やはり、広めていかなければ、また、知ってもらわなければいけないということは、今、言われたような形で、当然、委員会としても、そのための手段として、委員会でいいやり方と言うんでしょうかね、そういうふうな話を聞かせてもらえれば、そういう形でですね、やっていきたいと思えます。

鳥海教育長　　補足として、若干、後援名義というものの大きな枠組みについてご説明させていただきます。瑞穂町の場合ですね、瑞穂町が行う後援名義というものがござります。それから教育委員会が行う後援名義と、この2つがござ

います。仕組みとしまして、町が後援名義を行う場合には、教育委員会後援名義は、基本的には出さない。それが並列して後援名義を出すことはございません。それから後援名義の使用申請が出てきた時にですね、同時に事業計画とか収支計画とかそういうものの書類を添付していただきます。この中で、その後援について、本当に名義だけポスター・チラシ等にどここの後援をいただいているという、その程度だけの後援をしていただきたいという内容のものもございます。それからもっと積極的に参加を呼び掛けていただきたいというものが付属して書かれているようなものもございます。その内容すべてを審議した上で後援名義を出しておりますので、今回のこの2つの事業につきましては、どこまでそういう呼び掛けがあって、出されているかということが、自分が今のところ把握していないところですが、そのような形で後援名義を求めてきたとしても、そこには温度差が相当あるということでございます。大きな地域を対象に行うようなものにつきましては、全ての、例えば、東京都の多摩地区の市町村全部の後援名義が付いているような、そういうものもございます。自ずとそういうものにつきましては、薄いと考えられます。そのような枠組の中で、後援名義を求めて来られた時に、どこまで、教育委員会の方の後援名義の他に支援をしてもらいたいのか、その辺は良く吟味して、それが瑞穂町の教育行政に合致しているものであれば、お手伝いをするというようなスタンスはもっていきたいなと思っております。

森田委員長　私の方から1点、今の質問に関連してですね、後援名義の、先日、テレビでですね、大分、長い事、この後援の関係の特集をやっておりました。と言いますのは、後援が不認可、不決定になったケースが大分、出てきている。全国でですね。これは市なり町の方針に合わないような講演、これは要綱等で決めているんだと思いますけれども、そういうようなものに対して、不許可が出て、それが不服だということで、地域で話題になっていることがあります。これは、時代の流れの中でタイムリーなものについて、例えば、今、集団的自衛権だとか、そういうのを考える会だとか、そういうものが来た時に首長によっては、逆の立場にいる場合には、許可を出す。このような形で、各地で話題になっているというような特集でした。それでお聞きしたいんですが、瑞穂町

では、これらは許可したものなんですけれども、不許可になった例があるのかどうか。それからもう1つ、この審査というのは、どういうメンバーでやられているのか、決裁だけなのか、選定委員みたいなのがあってやられているのかどうか。その点、まず、お聞きしたいと思います。

教育部長

お答えします。まず、申請の中で、私の方で押さえているところでは、不許可ということはなかったと記憶しています。全て後援名義の申請されたものは、その許可をして出しております。また、決定の経緯ですけれども、まず、担当課の方に上がってきますので、それぞれ大きな方針的な要綱等を設けておりますので、その要綱に反しているかいないかを、まず、見ていきますので、その中で、特段、ようするにやろうとしているものが、そこから逸脱しているとか逆の方向であるとか、そのようなものでない限りは、最初は、担当課の中で判断して、許可できる内容であると判断し、そういうような形で、最終的には教育長のところまであげて事務決裁を終わらせると、その結果、申請された団体の方に許可されたという形で送らせてもらっています。その最終の1年間の報告という形で、今、委員会の中でこういうふうな形で、後援名義の報告という形でさせていただいております。ですから、改めて何とか委員会という形で、その場でもって、審議をしているということではございません。

鳥海教育長

もう少し補足させていただきます。後援名義の申請につきましては、町側も教育委員会側も決裁において決定をしているということになります。教育委員会も同じだと思うのですが、添付書類の内容の補正を行わせることなんかはございます。もう少し内容がわかるように書いてくださいとか。審査のポイントですけれども、後援名義を不許可にする、しなければならないようなものを特に注意しながら、添付書類について見ているわけですが、例えば、政治的中立性であるとか、営利を目的にしていないかとか、公序良俗に反していないか、そういう視点でもって、決裁により審査しております。それは教育委員会部局にあっても同じであると思いますし、また、教育の方針、教育委員会名義につきましては、方針についても整合しているか、逸脱していないかというような視点で書類を審査して、決裁により審査しているということでございます。

森田委員長 各地でそのような話題がありますので、慎重に扱うものは慎重に扱っていただきたいと、そのように思います。もう1点ですが、昨年もここで申し上げたんですけれども、ここに2番と10番のところに佐藤財団のことが出ています。去年も申し上げたんですけれども、これだけのホールを抱えてですね、いろいろ予算的にもいろいろな形があって、独自のものというのは、そうそう打って出られないと思うんですよね。その点、この佐藤財団については、おそらく無料でやってもらっているものだと思いますけれども、近くにありますので、ぜひ、このスカイホールのホールも使っていただきたいというような働きかけをしたらどうですか、というような提案をしたと思うんですが、その後、その辺のところをやっていたのかどうか、その結果についてお聞きしたいなと思います。

教育部長 お答えします。今、言われたご提案のところについては、一昨年、前課長の下でですね、私の方も話をしまして、向こうとしましてはありがたいお話です、ということなんですが、具体的に瑞穂町で何々をやりましょうというふうなところにはいっておりません。そういうような意味では、一昨年から働きかけをしておりますので、去年だめだったから、今年もということではなくて、ちょくちょくと根気良くですね、現のですね、新しい課長の方で引継いで足を伸ばしてもらいたいと思っております。結構いいものやっていたので、羽村市の「ゆとろぎ」だけではなくて、ぜひ、スカイホールでもやっていたいただきたいと考えております。

森田委員長 ぜひ、よろしくお願いします。

森田委員長 ほかに質問もないようですので終結いたします。報告事項1を承認いたします。以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成26年瑞穂町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前10時21分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員